

アプリや口座振替でも納付できます

便利なサービスで市税等を簡単納付

★収納課 ☎ 25- 1 1 8 1

① ペイジー口座振替受付サービス



ペイジー口座振替受付サービスは、市税等の口座振替手続きが各課の窓口でできるサービスです。金融機関に出向くことなく、キャッシュカード1枚(届出印は不要)で手続きができます。

■手続き 各課の窓口

■手続きに必要なもの

振替を希望する金融機関のキャッシュカード
※次のキャッシュカードは、対象外です。
法人カード、代理人カード、磁気が付いていないカード

■口座振替開始日

申込日の翌月の納期限日(金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日)



② スマホ決済アプリ「PayB」

PayBは、納付書のバーコードをスマートフォンやタブレット端末のカメラで読み取り、アプリに登録した預貯金口座から即時納付できるサービスです。インターネットバンキングの口座を持っていなくてもご利用できます。

※アプリのダウンロードや利用可能な時間帯等は、PayB ホームページへ。



PayB ホームページ

■手続き対応可能な課・税目等

収納課	市県民税(普通徴収)、固定資産税(都市計画税含む)、軽自動車税種別割、国民健康保険税(普通徴収)
保険課	国民健康保険税(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)
介護保険課	介護保険料(普通徴収)
保育課	保育料・利用者負担額
営繕住宅課	市営住宅使用料(家賃)、市営住宅駐車場使用料
支所市民福祉課	市県民税(普通徴収)、固定資産税(都市計画税含む)、軽自動車税種別割、国民健康保険税(普通徴収)、保育料・利用者負担額、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)

■利用方法

- カメラ付きスマートフォンやタブレット端末に、PayB アプリ(無料)をダウンロード
 - 氏名、生年月日、支払方法等を登録
 - 納付書のバーコードをカメラで読み取り、任意の暗証番号を入力
 - 支払い完了
- ※納付書にバーコードのないもの、バーコードが読み取れないもの、コンビニ利用期限を過ぎたもの、1枚の納付書の金額が30万円を超えるものは、取り扱えません。

銀行、埼玉縣信用金庫、ゆうちょ銀行、みずほ銀行

〈①のみ〉群馬銀行、足利銀行、東和銀行、しのめ信用金庫、中央労働金庫、埼玉ひびきの農業協同組合

〈②のみ〉三菱UFJ銀行、三井住友銀行など

※登録可能な銀行口座は、PayB ホームページ(<http://payb.jp/>)へ。

■その他

- ・領収証は発行されません。
- ・軽自動車の車検用納税証明書は、6月中に対象者へ軽自動車税種別割口座振替済通知書を送付します。

対象税目・金融機関等

■対象税目等

〈①②共通〉市県民税(普通徴収)、固定資産税(都市計画税含む)、軽自動車税種別割、国民健康保険税(普通徴収)、保育料・利用者負担額、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)

〈①のみ〉市営住宅使用料(家賃)、市営住宅駐車場使用料

〈②のみ〉水道料金、下水道使用料、農業集落排水使用料

■取扱金融機関

〈①②共通〉埼玉りそな銀行、りそな銀行、武蔵野

市民税・県民税のお知らせ

★課税課 ☎ 25- 1 1 2 3

令和2年度市民税・県民税税額決定通知書及び納税通知書を発送します

給与から特別徴収されている方には、5月中旬に税額決定通知書を勤務先へ、普通徴収及び公的年金から特別徴収されている方には、6月上旬に納税通知書又は税額決定通知書を発送します。

令和2年度(令和元年分)所得・課税証明書の発行について

令和2年度(令和元年分)所得・課税証明書は、6月10日(水)から発行を予定しています。所得・課税証明書を発行できる方は、次の①から④のいずれかに該当する方です。該当しない方は、市に課税資料がないため、申告をした後でなければ証明書を発行できません。収入がない方、家族の扶養になっている方も同様です。

- ①市民税・県民税申告をした方
- ②確定申告をした方
- ③勤務先から給与支払報告書が市へ提出されている方
- ④年金保険者から公的年金等支払報告書が市へ提出されている方

※所得・課税証明書は市民税・県民税の税額決定後に発行できます。なお、当初の申告期間以降(3月17日以降)に確定申告をした方は、その内容が反映した証明書の発行までに、日数を要する場合がありますのでご注意ください。

市民税・県民税の納税方法

▶普通徴収

納税義務者本人が、納付書又は口座振替により、6月、8月、10月、翌年1月の4回の納期で納める方法

▶給与からの特別徴収

給与支払者が、納税義務者の毎月の給与から特別徴収税額を天引きし、6月から翌年5月までの12回で納税義務者に代わって納める方法

▶公的年金からの特別徴収

日本年金機構などの年金保険者が納税義務者の年金から公的年金所得に係る特別徴収税額を天引きし、4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の6回で納税義務者に代わって納める方法

令和2年度も引き続き対象となる方は、前年度の納税通知書又は税額決定通知書に記載されている「翌年度の仮特別徴収税額」が4月、6月、8月支給の年金から天引きされます。

※4月1日現在、65歳以上で介護保険料が年金から天引きされている方は、公的年金からの特別徴収対象です。なお、初めて特別徴収が開始される年度は、10月支給の年金から天引きされます。

